

からだの不自由な人たちのために

——— 身体障害者手帳の交付 ———

身体障害者手帳の交付を受けた方は、身体障害者福祉法等に基づくいろいろな援護の措置が受けられます。

1. 認定される障害

認定の対象となる障害は、以下の5種類です。

- ① 視覚障害
- ② 聴覚又は平衡機能障害
- ③ 音声・言語又はそしゃく機能障害
- ④ 肢体不自由（上肢・下肢・体幹機能障害等）
- ⑤ 内部障害（心臓・じん臓・肝臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・免疫）

2. 障害程度の区分

1級（重度）から6級（軽度）までの6段階の区分で認定されます。

※ 等級及び障害の種類に応じて、援護の内容が異なります。

3. 身体障害者手帳の申請方法

次の必要書類を添えて、社会福祉課へ申請してください。

- ①申請書 ②診断書（所定の診断書で指定医師が作成したもの）
- ③写真1枚（上半身、正面、脱帽、サイズは縦3cm×横2.5cm）
- ④マイナンバー確認書類及び本人確認書類

※ 所定の診断書・申請書は、社会福祉課にあります。申請の際は事前にご相談ください。

4. 身体障害者手帳の交付を受けた後、次の事由が生じた場合は、必ず届け出てください。

（届出事由）

（届出に必要なもの）

- （1）居住地・氏名を変更した場合 ①身体障害者手帳
- （2）障害程度が変わった場合 ①身体障害者手帳 ②写真 ③診断書
- （3）手帳を紛失・破損した場合 ①写真 ②身体障害者手帳（破損のみ）
③紛失届（紛失のみ）
- （4）手帳の交付を受けた方が死亡した場合 ①身体障害者手帳

（問い合わせ）

岩出市役所 社会福祉課

TEL 62-2141 内線 387

和歌山県障害児者サポートセンター内 障害者支援課

TEL 073-445-7314